

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年 第4回福津市教育委員会定例会
開 催 日 時	令和4年4月27日(水) 午前 9時30分から 午前10時29分まで
開 催 場 所	福津市役所 本館 2階大会議室
委 員 名	(1) 出席委員 大嶋教育長、半澤委員、今村委員、 農崎委員、青木委員
所 管 課 職 員 職 氏 名	赤間教育部長、水上教育部理事、石津学校教育課長、 城野教育総務課長、来仙文化財課長、谷口郷育推進課 長、古賀主幹兼指導主事、山根指導主事兼教育指導係 長、石松指導主事兼教育指導係長、鵜根総務企画係 長、川上主事、溝辺図書館長、香田理事兼まちづくり 推進室長、木原まちづくり推進室参事

	非公開の理由	
	傍聴者の数	0人
	資料の名称	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
会議録署名委員	大嶋教育長	
	半澤委員	
その他の必要事項		
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）		
<p>大嶋教育長：皆さんおはようございます。 それでは、会議を始める前に配付資料の確認をさせていただきます。 鵜根係長、お願いします。</p> <p>鵜根係長：本日は次第のほかに別紙といたしまして2点お配りをさせていただきます。 白黒両面印刷1枚の「古墳公園史跡等購入事業に関わる財産の取得について」というものが1点です。 もう1点は、同じく白黒片面印刷1枚の、「コミュニティ・スクールグラウンドデザイン説明会実施要項」。以上2点をお配りしております。いずれも諸報告に関連する資料となっております。 この他に教育委員の皆様のお手元には、「第二次新原・奴山古墳群整備計画」、それから、「令和4年度福津市立幼稚園小中学校年間行事予定」をお配りしております。 以上です。</p> <p>大嶋教育長：本日の会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、傍聴人はなしで実施したいと思います。 会議録は公開いたします。</p> <p>1 日程第1 開会の宣言 大嶋教育長： 構成委員数5名のうち、ただいま出席数は5名で、定足数に達し委員会は成立いたしますので、令和4年第4回福津市教育</p>		

委員会定例会を開会します。
直ちに会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

2 日程第2 会議録署名委員の指名について

大嶋教育長：会議録署名委員の指名を行います。
福津市教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、会議録は私大嶋と半澤委員で確認、署名することといたします。

3 日程第3 議案第22号 令和4年度教務主任等の任命の臨時代理について

大嶋教育長：日程第3、議案第22号 令和4年度教務主任等の任命の臨時代理についてを議題とします。
事務局に提案理由の説明を求めます。
石津学校教育課長。

石津課長：それでは、議案第22号 令和4年度教務主任等の任命の臨時代理について、御説明いたします。この議案は、福津市立小中学校管理規則第17条第6項の規定に基づき、令和4年度の主任等を任命するに当たって、教育委員会の議決を要するところですが、緊急を要し教育委員会の会議を開催する時間的余裕がないことから、福津市教育委員会事務委任規則第6条第1項の規定に基づき、令和4年4月1日に教育長により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

2ページ及び3ページに各学校の主任等の名簿をつけています。

説明は以上です。

大嶋教育長：本案に対する質疑を受けます。ございませんでしょうか。

無いようですので質疑を終結します。

これより議案第22号を採決します。

議案第22号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第3、議案第22号 令和4年度教務主任等の任命の臨時代理については、原案のとおり承認されました。

4 日程第4 議案第23号 令和4年度福津市立小・中学校地域学校協働活動推進員及び統括的な地域学校協働活動推進員委嘱の臨時代理について

大嶋教育長：日程第4、議案第23号 令和4年度福津市立小・中学校地域学校協働活動推進員及び統括的な地域学校協働活動推進員委嘱

の臨時代理についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

石津学校教育課長。

石津課長：それでは、議案第23号 令和4年度福津市立小・中学校地域学校協働活動推進員及び統括的な地域学校協働活動推進員委嘱の臨時代理について御説明いたします。この議案は、福津市地域学校協働活動推進員及び統括的な地域学校協働活動推進員設置要綱第4条の規定に基づき、令和4年度の地域学校協働活動推進員及び統括的な地域学校協働活動推進員を委嘱するに当たって、教育委員会の議決を要するところですが、緊急を要し、教育委員会の会議を開催する時間的余裕がないことから、福津市教育委員会事務委任規則第6条第1項の規定に基づき、令和4年4月1日に教育長により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

5ページに名簿をつけております。

33名の方が地域学校協働活動推進員となります。いわゆる地域コーディネーターです。それで、右側の備考欄に3名の方だけ記載していますが、この3名については、統括コーディネーターも兼ねていただくとしております。

説明は以上です。

大嶋教育長：本案に対する質疑を受けます。ございませんでしょうか。

無いようですので質疑を終結します。

これより議案第23号を採決します。

議案第23号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第4、議案第23号 令和4年度福津市立小・中学校地域学校協働活動推進員及び統括的な地域学校協働活動推進員委嘱の臨時代理については、原案のとおり承認されました。

5 日程第5 議案第24号 福津市立学校職員衛生管理規程の一部を改正することについて

大嶋教育長：日程第5、議案第24号 福津市立学校職員衛生管理規程の一部を改正することについてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

石津学校教育課長。

石津課長：議案第24号 福津市立学校職員衛生管理規程の一部を改正することについて御説明いたします。

この議案は、職員の安全の確保、健康の保持、快適な職場環境の形成の詳細な把握のため、衛生委員会の会議の報告書を年度終了後ではなく、会議開催の都度、報告を提出するよう福津

市立学校職員衛生管理規程の一部を改正するものです。

改正内容については、新旧対照表を使用して説明をいたします。

新旧対照表をご覧ください。

まず、第11条第5項で、衛生委員会の会議の開催状況を教育委員会に報告するように定めております。これまでは、報告書を年度終了後に提出するよう定めていましたが、衛生委員会の会議を開催の都度、提出するよう改めております。会議の内容を適宜適切に把握することにより、教育委員会としても適時必要な対応ができると考えているところでございます。

次に、様式の改正でございまして。

様式第1号と様式第2号につきましては、それぞれ、これまで義務づけておりました押印を廃止するものでございます。

次に、様式第3号につきましては、報告の時期を改正したことに伴う様式の改正でございまして。これまでは、年度末に開催したことについて報告させることとしていましたが、今後は会議の開催の都度、その内容を詳細に報告させるように改めるものでございます。

あわせて、押印についても廃止をすることといたしております。

説明は以上でございまして。

大嶋教育長：本案に対する質疑を受けます。ございませんでしょうか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより議案第24号を採決します。

議案第24号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第5、議案第24号 福津市立学校職員衛生管理規程の一部を改正することについては、原案のとおり承認されました。

6 日程第6 議案第25号 福津市電子図書館管理運営要綱の制定について

大嶋教育長：日程第6、議案第25号 福津市電子図書館管理運営要綱の制定についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

谷口郷育推進課長。

谷口課長：議案第25号 福津市電子図書館管理運営要綱の制定について説明いたします。福津市電子図書館の適正な管理運営及び市民への制度の周知を図る上で、福津市立図書館条例施行規則に規定されていない電子資料の範囲、ID及びパスワードの取扱い、禁止行為、業務及び利用の停止など、電子図書館の管理運

営に関する規定の整備が必要となりましたので、要綱の制定をいたしました。

詳細につきましては、市立図書館館長の溝辺から説明をさせていただきます。

大嶋教育長：溝辺館長。

溝辺館長：御説明いたします。

令和3年12月の定例会では、福津市電子図書館に関する取組状況概要及び運用方針等を御報告するとともに、電子図書館の開設などに伴い、福津市立図書館条例施行規則及び福津市文化センター条例施行規則の一部を改正することについて御審議いただきました。

この改正規則で定めたのは、電子図書館に関する制度全体の規定ではなく、市として電子書籍の貸出しに係る部分のみでした。

今回、電子図書館の全容が分かる要綱を制定することで、ルールを明確にし、市民への説明責任を果たすとともに、より一層適正な運用を図ることができることとなります。

合わせて、子供の読書活動の推進やICTの有効活用を図るといった観点から、児童生徒がタブレット、パソコンなどの情報機器から、電子図書館にアクセスし、読書や調べ学習等に利用できるよう、みなし規定を設け、弾力的に運用したいと考えております。

それでは、福津市電子図書館管理運営要綱について御説明いたします。

第1条は、この要綱の趣旨規定です。趣旨は、福津市立図書館条例施行規則第2条第9号に規定する電子図書館の管理運営のための必要事項を定めるものです。

第2条は、電子図書館の提供方法についてです。第1項には、電子図書館は、契約事業者の電子図書館サービスを利用し、インターネット経由で、スマートフォンやパソコンなどの情報機器に電子資料を提供することを定めております。

第2項には、福津市の公共図書館等。これは市立図書館とカメリアステージ図書館のことですが、こちらにつきまして、電子図書館のIDとパスワードを利用者に交付するとともに、契約事業者へ提供するというように規定しました。

第3条には、電子資料の範囲を規定しております。現在電子図書館が提供できる電子資料は、第1号の契約事業者が所有する電子資料のうち、福津市が選定した電子書籍のみでございます。第2号及び第3号には、地域資料や行政資料など、今後デジタル化する予定の電子資料について定めております。

福津市では、資料のデジタル化が進んでおらず、現在のところ、提供できる状況にはございません。今後文化財課をはじめ、関係部署と協議しながら資料のデジタル化を推進してまい

りたいと考えております。

第4条は、利用者についての規定でございます。電子図書館を利用できる者は、福津市の公共図書館等から利用カードの交付を受けた福津市在住・在勤・在学の個人としております。事務局では、利用カードを所有していなくとも、福津市の小中学校の子どもたちが電子図書館を利用できるようにしたいと考え、第3項にみなし規定を設けております。第3項には、福津市立の小学校、または、中学校に在籍する児童生徒については、学習用アカウント、これはタブレットパソコンのID番号が付与されたことをもって利用カードの交付を受けたものとみなすということを規定しております。

第5条は、ID及びパスワードの取扱いを各号に定めています。IDやパスワードは利用カード1枚、または、学習用アカウント1個につき1つ。ID番号は、利用カードの番号、もしくは学習用アカウントとしています。利用者はIDやパスワードを他人に譲渡したり貸したりすることができません。4号には、利用者は、IDやパスワードを紛失したり、分からなくなったりした場合は、速やかに図書館に連絡する必要があります。IDやパスワードが本人以外に使用され、損害が生じた場合には、利用者はその責任を取るようになります。

以上、第5条には、取扱いを定めております。

第6条には、電子資料の利用はインターネットで行うという、電子資料の利用方法を規定しております。

第7条は、電子資料の貸出し及び閲覧に関する規定となっております。電子資料の貸出しや貸出期間の延長、閲覧にかかる件数や期間を定めました。電子書籍の貸出点数は3点まで、貸出期間は15日以内です。予約が入っていない場合には、15日を限度に延長することができます。今後デジタル化を予定している地域資料や行政資料などの閲覧は、無制限としております。

第8条は、電子書籍の返却に関する規定です。本人が返却操作を行わなくても、貸出期間が満了した電子書籍は、自動的に返却されることを定めております。

第9条は、電子書籍の予約、リクエストに関する規定です。電子書籍の予約は3点以内、取り置き期間は8日以内としております。第2項と第3項には、電子書籍に関するリクエスト。これは所蔵していない資料の貸出しのことです。それから、予約確保の連絡は行わないことを定めております。

第10条は、予約の取消しのみなし規定です。取り置き期間内に予約資料の利用がなかった場合は、利用者が予約を取り消したものとみなすことを定めております。

第11条には、通信料金は利用者負担であることを定めております。

第12条は、著作権法に関する禁止行為等の規定であり、電子図書館で提供される電子書籍を複製してはならないことを定めております。

第13条は、業務の停止に関する規定です。電子図書館の保守点検など、図書館長が必要と認めた場合には、電子図書館業務の全部、または、一部を休止することができることを定めております。

第14条は、利用の停止の規定で、不正利用があった場合には利用停止ができることを決めました。

第15条は、賠償責任に関する規定です。電子資料の貸出しや閲覧などの行為で発生した損害については、原則として利用者に賠償責任があることを規定しております。

第16条は、雑則です。この要綱に定めていない事項が発生したときは、図書館長の権限で取扱いを決めることができるということ規定しております。この場合、事務決裁規定に基づく事務手続を踏まえる必要があります。決裁権限に基づいて、上位の決裁、承認が必要になってきます。

以上で説明を終わります。

大嶋教育長：本案に対する質疑を受けます。ございませんでしょうか。

半澤委員。

半澤委員：これを最初に見させていただいたときに、先ほど御説明いただいた今後デジタル化をする予定であるという電子資料の2と3の部分についてイメージが湧かなくて、どういうもののことなのだろうというのが、公共図書館などが企画・実施した各種イベントの資料ということですが、具体的にどのようなものなのかということをお伺いしたいというのが1点と、第7条のこの期間が、2号と3号が点数と貸出期間が無制限になっていますけれども、これはなぜ無制限なのか、少し疑問に感じましたので、その辺の御説明をお願いします。

大嶋教育長：溝辺館長。

溝辺館長：はい。

まず、福津市が保有する資料ということになりますが、例えば、福間町史とか津屋崎町史とかという冊子があります。あれは当然福津市が著作権を有する物なのですが、現在はまだデジタル化をされておられません。ああいった書籍に対しても今後デジタル化をして、いつでもどこでも誰でも見ることができる状態にしていきたいと考えております。

ほかにも様々な資料等がありますので、そういった物も電子化を今後進めてまいりたいと思います。

特に文化財課の持っている考古学の関係の資料等いろいろありますので、そういったものも必要になると思います。特に歴史資料ですね。カメラアステージ図書館の歴史資料室にある古文書等いろいろ昔の記録をされている部分も、まだ紙のベース

で残っていますので、そういったものを電子化して皆さんに見ていただけるように進めてまいりたいと思っています。

全てこれも様々な課が関わってきますので、今後協議を進めて、福津市の方針としてどのような形で進めるかということをもっと決める必要があるかと思っています。

それから、2点目の第7条に関することですけれども、電子書籍は民間の契約事業者が持っている書籍ですので、ライセンス契約が必要になります。そこに1ライセンスとか2ライセンスとかいう枠があるんですけど、その枠があるので、無制限に貸し出すことができません。必ずそこで誰かが借りているときは借りられないという状況になりますが、閲覧に関する部分については、貸出しではなくて閲覧ということで、見るができるという状況で、制限がありませんので、現在、市のホームページで計画書等誰でも見るような状況になっていくと思いますがああいう状況で、誰でも閲覧できるという形で、ここで規定させていただいております。

大嶋教育長：よろしいですか。

半澤委員：貸出しではなくて、閲覧だからということですね。

溝辺館長：はい。

半澤委員：見るだけということですか。

溝辺館長：はい。

半澤委員：返す必要もないということですね。分かりました。ありがとうございました。

大嶋教育長：では、青木委員。

青木委員：この電子図書というのは、例えば1度に貸し出せる人数とかは決まっているんでしょうか。例えば1冊の本で100人予約が入って、100人に配信できるのか、何人までと決まっているとかいうのが1つと、もう1つは、生徒や先生たちが学校の授業中にこの本を読みたいなというときに、授業中にアクセスして、すぐに見ることができるのか、あるいは、予約して次の日になるというのか、そういうところを伺いたいと思います。

大嶋教育長：溝辺館長。

溝辺館長：ライセンス契約をしておりますので、制限がかかっております。現在のところ1ライセンスということですので、1人の方に貸出ししているときは、予約者が増えていくような形です。1人につき15日間制限がありますので、15日経たないと借りられない。もしくは、早めに返された場合には、次の方が借りることができるというようになっております。

青木委員：1つということですか。

溝辺館長：1つです。

青木委員：電子なので、おおもとがあるから一遍に100人でも大丈夫そうだと思いますが、そうではないのですね。契約があるわけですね。分かりました。

溝辺館長：２点目の先生が授業中に使えるかということですが、基本的には授業で、例えばプロジェクターを使って画面に出すというものについては問題ないと聞いています。

それで、先ほど言われていたように、もし予約が入っていた場合は、見るできないという状況にはなります。今後の話になると思いますが、例えば書籍ごとに学校用のグループをつくって、ここは学校しか見ることができないというような制限をかければ、学校の授業を優先することもできると思います。その中でも学校で同時に何名か授業で使われる場合は同じことになりますが、ある程度の余裕は出てくると思います。しかし、現時点では書籍数が非常に少ないという状況です。全体で３月末現在、７，２２３冊なので、そのうち児童書の冊数がまだ１，３６７冊程しかなく、少ないと思いますので、今後そういった話も聞きながら充実させてまいりたいと思っています。

青木委員：この電子図書の件は、各学校や生徒たちに周知はされているのでしょうか。

大嶋教育長：溝辺館長。

溝辺館長：はい。４月２１日の校長研修会で、今後のスケジュール等については、お知らせしております。

今後、学校教育課と連携しながら、夏休み前までには児童生徒が見ることができるように進めてまいりたいと思います。

青木委員：電子図書館ができたということですので、ぜひそのようにしていただきたいと思います。

大嶋教育長：ほかはございませんでしょうか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより議案第２５号を採決します。

議案第２５号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第６、議案第２５号 福津市電子図書館管理運営要綱の制定については、原案のとおり承認されました。

7 日程第 7 議案第 26 号 福津市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び委嘱について

大嶋教育長：日程第 7、議案第 26 号 福津市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び委嘱についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

石津学校教育課長。

石津課長：議案第 26 号 福津市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び委嘱について御説明いたします。この議案は、福津市いじめ

問題対策連絡協議会等条例第2条の規定に基づき設置された福津市いじめ問題対策連絡協議会の委員のうち、人事異動等により委員の辞退の申出があったことに伴い、これらの委員を解嘱し、後任の委員を委嘱するものでございます。

まず、解嘱する者でございます。各所属部署の人事異動等に伴い辞退の申出があった5名を、令和4年4月27日、本日付で解嘱をいたします。

次に、新たに委嘱する者です。先ほどの解嘱する委員の所属団体の職員等を改めて委嘱を行います。任期につきましては、令和4年4月28日から、前任の委員の残任期間の令和5年3月31日までとなります。

参考のために、解嘱、委嘱後の委員の名簿をつけています。

説明は以上でございます。

大嶋教育長：本案に対する質疑を受けます。ございませんでしょうか。

農崎委員、お願いします。

農崎委員：いじめ対策連絡協議会というのは、定例的にされているのか、いじめがあった可能性があるという事案が発生したときに開催されているんですか。

大嶋教育長：石津学校教育課長。

石津課長：いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止に関係する団体です。団体の連携を図るために学校、それから、教育委員会、児童相談所、法務局、警察、その他の関係機関によって、いじめを防ぐための手だてとして、どんなことをやっているかというのを共有するための組織としてございます。

こちらについては、年度初めに1回集まって協議をするということになっております。

それで、個別のいじめ案件が生じたときには、別の決まりで設けております、いじめ防止対策審議会という、福津市教育委員会の附属機関がございしますが、そちらで調査をします。それは、いじめが起きたときに個別事案に対応するための組織として集めるということになります。

以上です。

農崎委員：ありがとうございます。

大嶋教育長：ほかございませんか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより議案第26号を採決します。

議案第26号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第7、議案第26号 福津市いじめ問題対策連絡協議会委員の解嘱及び委嘱については、原案どおり承認されました。

8 日程第8 議案第27号 令和4年度福津市学校運営協議会委員の委嘱について

大嶋教育長：日程第8、議案第27号 令和4年度福津市学校運営協議会委員の委嘱についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

石津学校教育課長。

石津課長：議案第27号、福津市学校運営協議会委員の委嘱について御説明をいたします。この議案は福津市学校運営協議会規則第4条の規定に基づき設置している学校運営協議会の委員を、同規則の第5条の規定に基づき委嘱するものでございます。委嘱する者については、22ページ以降のとおりでございます。10校分を表にして掲載をさせていただいております。こちらについては、各学校から任命に係る意見を受け、それを基に選定をしておるところでございます。任期につきましては、令和4年5月1日から令和5年3月31日までとしております。

説明は以上でございます。

大嶋教育長：本案に対する質疑を受けます。ありませんでしょうか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより議案第27号を採決します。

議案第27号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第8、議案第27号 令和4年度福津市学校運営協議会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

9 日程第9 報告第4号 令和4年度福津市学校給食共同調理場場長及び場長補佐の任命について

大嶋教育長：日程第9、報告第4号 令和4年度福津市学校給食共同調理場場長及び場長補佐の任命について、報告いたします。

石津学校教育課長より、お願いします。

石津課長：報告第4号、学校給食共同調理場場長及び場長補佐の任命について御説明をいたします。この報告は、福津市学校給食共同調理場条例施行規則第3条第1項の規定に基づき場長を、同条第3項の規定に基づき場長補佐を任命するに当たって、福津市教育委員会事務委任規則第7条第1項の規定に基づき、令和4年4月1日に教育長により専決したので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

28ページに場長及び場長補佐の名簿をつけております。

まず、場長につきましては、学校教育課長をもって充て、場長補佐につきましては、共同調理場の受配校であります津屋崎中学校、津屋崎中学校、勝浦小学校の校長をもって充てること

といたしております。

説明につきましては、以上でございます。

大嶋教育長：本件に対する質疑を受けます。ございませんでしょうか。

無いようですので、質疑を終結します。

10 日程第10 報告

大嶋教育長：日程第10、報告、教育長の動静報告をいたします。

主なものでございますが、3月29日火曜日、古賀市・福津市オリンピック推進協議会が行われております。これは、東京オリンピックで、ルーマニア柔道オリンピックチームとの交流ということで、市民をはじめとした交流を、このルーマニア柔道オリンピックチームと古賀市と福津市が一緒になって交流をしたというところに、非常に大きな意義があるということで、オリンピックが終わりましたので、これを閉じるということでの協議会に参加いたしました。

それから、4月8日金曜日、半澤委員の辞令交付式は、市長室で無事終了しております。

それから、4月14日ですね。教育部5者会議というのがあります。これは、今年度新たに事務局内部で始めたもので、教育部の全体の組織的な事業の推進のための会議でございます。教育長、教育部長、理事、課長ということで、必要に応じて郷育推進課長、文化財課長、主幹兼指導主事にも入ってもらうという形で、定期的に行っております。

それから、4月18日月曜日に、経営会議というのがございます。これは、市全体の経営会議ということで、内容につきましては、市としてのまちづくり推進構想の各部署での取組等の評価をより充実させていこうという内容でございます。

それから、4月23日土曜日でございますが、福岡中学校新校舎完成記念式典、お披露目会を行っております。コロナ禍でもありまして、人数を制限した形で行っております。

以上でございます。

質問等はよろしいですか。

それでは、諸報告に移りたいと思います。

まず、1点目、財産の取得についてということで、来仙文化財課長よりお願いします。

来仙課長：それでは、古墳公園史跡等購入事業に伴う財産取得について御報告をさせていただきたいと思います。お手元の資料、左肩に別紙と書かれて、財産取得についてという資料を御覧いただきたいと思います。

まず、事業内容でございます。国指定史跡「津屋崎古墳群」を構成する「新原・奴山古墳群」の史跡地について、史跡公園用地とするために、国県の補助を受けて土地の買い上げ及び移

転補償事業を実施するものでございます。

対象は、宗像農業協同組合の津屋崎カントリーエレベーターでございます。

用地取得と物件等の補償契約を結ぶものでございます。

お手元の歳出の項目を御覧いただきたいと思っております。契約の予定価格につきましては、用地購入費1億7,032万1,382円。

物件等補償費につきましては、8億9,854万930円を予定しております。

物件等補償費につきまして、予算現額と契約予定額に開きがございます。その理由といたしまして、今回移転する物件の中に、ポリ塩化ビフェニル化合物、いわゆるPCBと言われるものでございますが、そのPCBが含まれている可能性がありますので、その調査、処分及びその他関連する費用について見込んである分の差額でございます。

事業のスケジュールでございます。先ほど御説明させていただいた内容で、宗像農業協同組合と協議は整っております。近日中に仮の契約を締結する予定にしております。5月2日に庁議にてまた報告を行い、用地取得契約につきましては、市議会6月定例会において議決に付す予定にしております。現地着工につきましては、7月、竣工は12月を予定しております。令和5年1月に現地の検査を行いまして、2月に所有権移転等の手続を実施する予定にしております。

以上でございます。

大嶋教育長：はい。よろしいでしょうか。質問等はよろしいですか。

それでは、諸報告の2番目、コミュニティ・スクールグランドデザイン説明会について、古賀主幹兼指導主事。

古賀指導主事：失礼いたします。

コミュニティ・スクールグランドデザイン説明会について、御案内と紹介をさせていただきます。

実施要項を御覧ください。

6月10日にカメラアホールでコミュニティ・スクールグランド説明会を実施予定としております。昨年度はコロナ禍により残念ながら中止となっております。今回ですけれども、前段は、各中学校区からのグランドデザインの説明を予定しております。先ほど自己紹介の場面でも申し上げましたが、コミュニティ・スクールは今年度進化期の2年目として、特に力を入れていきたいところが、小中連携です。小学校と中学校が連携する。1つの中学校区が共通した目的や取組を進めていくというところを特に力を入れていきたいと考えておりますので、14時からの説明のところは、各中学校区での説明ということで、本年度設定をさせていただきます。

後半は、各中学校区の合同学校運営協議会、また、福岡教育

大学の森先生の御講評、御講話を予定しております。

どうぞお時間の都合がつかましたら、御参加していただきますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

大嶋教育長：それでは、3番目の諸報告にまいります。

4月臨時議会について、赤間部長より。

赤間部長：4月19日に臨時議会が開かれまして、この議会に教育部から上程しておりました議案について報告をさせていただきます。

議案名は、工事請負契約を締結することについてでございます。工事の内容としましては、福間中学校の給食棟の増築。それで、この増築棟から新校舎と、それから、武道場に行ける渡り廊下の設置。それから、中学校の校舎改築等で解体しておりました部室を兼ねた卓球場を建設するのが主な工事内容でございます。

工事の名称は、福間中学校給食棟増築ほか工事として、4月1日に入札を行い、4月7日に仮契約を結んでおります。契約額が7億を超えるものですから、本契約をするに当たって、議会の議決が必要というところで、議案を上げさせていただいております。

19日の臨時議会の総務文教委員会において、この工事請負契約の仮契約までの経緯であったり、工事の内容を説明させていただきまして、その後の本会議で全員賛成で可決をいただいております。

現在は、契約の手続を準備中でございます。

契約日は、議会の議決日となりますので、4月19日で、工期に関しましては、その翌日の20日からとなりますので、4月20日から令和5年の3月24日までとなっております。契約額は消費税を含みまして、7億983万円でございます。

簡単ですが、以上で臨時議会で上程しました議案の報告を終わらせていただきます。

大嶋教育長：臨時議会についてはよろしいでしょうか。

それでは、4つ目の諸報告です。福津市教育大綱の期間の延長についてということで、まちづくり推進室から、香田理事兼室長、それから、木原参事に来てもらっておりますので、お願いします。

香田室長：まちづくり推進室の香田です。

本市教育大綱の実施期間の延長について御報告とおわびを申し上げます。

地方公共団体の教育学術及び文化の振興に関する総合的な方針である教育大綱につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定により、総合教育会議において協議した上で、地方公共団体の長が定めるものとなっております。

本市の教育大綱につきましては、平成28年度から29年度にかけての総合教育会議で御協議いただき、平成30年4月からの4年間を実施期間として策定しており、実施期間経過後の次期大綱につきましても、前回同様総合教育会議で協議を行った上で改訂したいと考えておりました。よって、検討や協議に要する期間を考慮すれば、教育委員会に対して昨年度の早い段階で協議を始めさせていただくべきでしたが、昨年度当初の段階では、大綱の記載事項の1つと想定される学校配置の基本となる方針について、校舎や校数、建設時期、予算等が明確になっておらず、総合教育会議において、教育大綱の改定についての協議を行うことは困難な状況であると判断いたしました。

そこで、このたびの教育委員会でお時間をいただき、現行の教育大綱を1年間に限り延長することとした旨、御報告申し上げるものです。

また、先に申し上げましたとおり、教育大綱の実施期間は昨年度末までとなっており、本件につきましては本来昨年度中に開催された教育委員会で御報告すべき案件であったところ、年度明けのこの時期になったことについておわび申し上げます。

つきましては、かかる事情御賢察の上、このたびの本市教育行政の実施期間延長について御理解を賜りたく、何とぞよろしくお願いいたします。

続きまして、今回の教育大綱の実施期間延長に当たって、一部字句修正や時点修正を行いましたので、その内容を御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

改定前と改訂後の2部を用意しております。

表紙に、令和4年4月改訂版というのが、今回の改定の分です。

それでは、改訂内容について御説明します。先ほど申し上げましたように、表紙に今回の改定である旨を記載しております。

続きまして、1ページ、本文中10から11行目にかけて、改訂版に、朱書きで「福津市まちづくり指針」と訂正させていただいております。現行文が、「まちづくり基本指針」という表記になっておりましたので、これを正確には「福津市まちづくり指針」となりますので、そのように修正させていただいております。

それと1ページ本文中末尾に、これも本来日付があったほうがよかったのではないかと考えて、当初の日付にはなりますが、「平成30年4月」ということで、この分を作成年次について記載させていただいております。

続きまして、2ページになります。本文中の四角い表示の3コマあるうちの真ん中、これにつきまして、前回版では福津市

総合計画としておりますが、現行計画は、「福津市まちづくり計画」と名称となっておりますので、その旨で改正したことで、「平成」の表記になっている部分を、「令和」表記ということで変えさせていただいております。

それと、福津市まちづくり計画につきましては、令和12年度までが計画期間となっておりますので、矢印にはこの表では表記できないため、こういった形となっております。

その福津市教育大綱の期間の横の表で、今回の延長の内容について書かせていただいております。「本教育大綱の実施期間は、平成30年度から令和4年度までの5年間とします。」ということで、1年延長の旨をここで記載させていただいております。

この表でも福津市教育大綱が5年間と3年間という表記になっております。これにつきましては、大綱の実施期間につきましては、前回策定時に、市長任期と併せた4年間としており、今回現行の大綱を1年間延長したことから、次期大綱につきましては、令和5年から8年3月まで3か年間を実施期間とさせていただくべく、こういった表記になっております。

以上です。

木原参事：すみません、1点よろしいでしょうか。まちづくり推進室の木原です。

こちらの2つ目の表の中で、先ほど香田理事から、まちづくり計画とかの修正の話があったと思うんですが、その3段目、福津市教育総合計画のところの計画期間が、訂正後の部分が平成30年から始まっているような形の表記になっておりますが、ここに関しては変更はありません。現行の分は平成31年からの開始で、4年間のサイクルでつくるという形になっておりますが、訂正後の部分が、平成30年から始まるような形になっておりますので、この部分はまた訂正して、現行どおりの計画期間開始ということで、変更ありませんので、その点につきましてはまた訂正させていただきます。

大嶋教育長：教育大綱の期間の延長については、何か御質問等はございますでしょうか。

青木委員。

青木委員：それでは、また今年1年間かけて、来年のをつくるということになりますか。

大嶋教育長：大綱につきましては、延長したことに関わっての改定がまずありまして、それで今後4月以降で見直しを行っていくという形になります。

青木委員：よろしいですか。

大嶋教育長：はい。

青木委員：また来年度は新しい大綱ということですか。

大嶋教育長：そうですね。はい。

よろしいですか。

青木委員：はい。

1 1 日程第 1 1 その他

大嶋教育長：それでは、日程第 1 1、その他の事項について事務局から説明をしたいと思います。

鵜根係長、お願いします。

鵜根係長：今後のスケジュールにつきましては、お手元の資料の 30 ページに、本日から 5 月 31 日までのスケジュールを掲載させていただいております。

その中で、教育委員の皆様に関わる部分のみ御案内をさせていただきます。

次回の教育委員会定例会になります。次回の教育委員会定例会は、5 月 31 日火曜日の午前 9 時半からを予定しております。会場は本日と同じ、市役所本館 2 階大会議室の予定となっております。

以上です。

1 2 日程第 1 2 閉会宣言

大嶋教育長：日程第 1 2、以上で本日予定されておりました議事日程は全て終了いたしましたので、これで令和 4 年第 4 回福津市教育委員会定例会を閉会します。

ありがとうございました。